令和6年度公の施設の指定管理者監査の結果に係る措置状況報告

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第199条 第14項の規定に基づき、令和6年度公の施設の指定管理者監査の 結果に係る措置状況報告を別紙のとおり公表する。

令和7年9月25日

東京都北区監査委員 佐 藤 明 充 同 西 村 泰 信 同 坂 口 勝 也 同 坂場まさたけ

7 北地地第1107号 令和7年4月14日

北区監查委員殿

東京都北区長 山田加奈



令和6年度公の施設の指定管理者監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和7年3月26日付け6北監第1828号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

(新町コミュニティアリーナ自主管理運営委員会、地域振興課)

記

1 指摘事項

令和5年度自主事業(自動販売機)収支報告書の計数に誤りがあり、指定管理者が区に納入した利益還元額に1,500円の不足が生じている。指定管理者においては、指定管理業務・自主事業の別に関わらず、公の施設の管理を行っていることを念頭に置き、適切な事務処理に努められたい。

2 措置内容

指定管理者に対して事務処理に遺漏のないよう指導を行い、不足額 1,500 円は令和7年3月27日に納入されました。引き続き、適切な管理点検に努 めてまいります。

(地域振興課)



7 北環リ第1276号 令和7年5月29日

北区監查委員殿

東京都北区長
山田加奈子



令和6年度公の施設の指定管理者監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和7年3月26日付け6北監第1828号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 指摘事項

北区は、北区リサイクラー事業協同組合(以下「組合」という。)を指定管理者とし、令和5年4月1日から、東京都北区富士見橋エコー広場館の管理を行っている。

組合は、「東京都北区富士見橋エコー広場館等の管理に関する協定書」(以下「協定書」という。)第15条に基づき、区の承認を得て、施設内へ新設する資料室への書架設置工事(以下「当該工事」という。)を以下のとおり2件発注した。

単位:円

						, , ,	
	件名				金	額	
1	資料室書架設置工事					760,	4 3 0
2	資料室書架設置工事			-		981,	6 4 0
,			合	計	1,	7 4 2,	0 7 0

それぞれの発注内容を確認したところ、工事名称、事業者が同一であるこ

と、さらに、発注金額は100万円以下であるが、合計すると100万円を 超えることも判明した。

協定書第15条第2項によれば、「管理施設の維持修繕については、1件につき100万円以上のものは、区が指定管理者と協議の上、区の費用と責任において実施するものとし、100万円未満のものは、区の承認を得て、指定管理料のうち、維持修繕料と定めた金額の範囲内で、指定管理者が実施するもの」となっている。

当該工事は、既製の書架を6台購入し、資料室へ設置するものであり、内容から一括発注することが可能である。資料室のオープンまで時間的余裕がなかったという理由で分割し、1件につき100万円未満として、組合が工事を実施する正当な理由とは言い難い。

所管課においては、協定書に則った適切な事務執行に努められたい。 (北区リサイクラー事業協同組合、リサイクル清掃課)

措置内容

協定書に則った適切な事務執行について指定管理者へ説明を行い、今後の 事務改善について相互に確認を行いました。

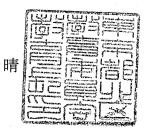
維持修繕等の事前協議においては、確認すべき事項を示したチェックリストを作成し、指定管理者と区の双方においてダブルチェックを行うよう、チェック体制を見直し、事務執行における改善を図りました。

また、指定管理者の年間事業計画作成の際には、指定管理者と区の双方において、予算に関する事項を含めた内容の精査を徹底するとともに、その必要性や緊急性については十分な協議を行い、協定書に則った適切な事務執行に努めてまいります。

(リサイクル清掃課)

北区監查委員殿

東京都北区教育委員会 教育長 福 田 甲



令和6年度公の施設の指定管理者監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和7年3月26日付6北監第1828号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 指摘事項

北区は、株式会社旺栄(以下「会社」という。)を指定管理者とし、赤羽文化 センターの管理を行っている。

会社は、施設利用者の利便に供するため、区から行政財産の使用許可を得て、 自主事業として、飲料水自動販売機を計3台設置している。

「東京都北区立文化センターの管理に関する協定書」(以下「協定書」という。) 第 51 条第 1 項によれば、「指定管理者は、文化センターの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる」とされている。「東京都北区行政財産使用許可書」第 9 条では、「使用者は、使用財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない」と定められている。

赤羽文化センターの令和 5 年度「収支報告書」及び「北区立文化センター自動販売機の売上(収入)に関する収支決算報告書」(以下「売上に関する収支決算報告書」という。)を確認したところ、自動販売機の令和 5 年度の電気料金(会社が電気使用量を把握していないため金額は不明)について、本来、会社が負担すべきところ、区から収受した指定管理料(光熱水費)を充てており、適正でない。

マンス マ 25.8.20 第 // 452-3 **ラ** また、「協定書」第51条第3項によれば、「自動販売機の設置については、自動販売機の売上額から、管理費用を引いた金額を基準に、北区に50%を還元する」こととされている。しかし「売上に関する収支決算報告書」には、上記電気料金を管理費用として算入していないことから、区に支払った還元額150,500円は誤りである。

会社においては、電気使用量を調査・確認のうえ、指定管理料(光熱水費)から支出した電気料金を区に返還するとともに、「売上に関する収支決算報告書」を修正して精算されたい。今後は、指定管理料は指定管理業務の対価であることを再認識し、同じく施設の管理を行っている中央公園文化センターも含め、厳正な会計処理を行われたい。

所管課においては、今後、指定管理者の事務処理に不備がないよう、常に点検・調査し、より一層の指導・監督に努められたい。

(株式会社旺栄、生涯学習·学校地域連携課)

措置内容

今回の指摘を踏まえ、施設の自動販売機に個別メーターを設置させました。 これにより、今後は指定管理者において毎月の電気料金を計測し、「東京都北 区行政財産使用許可書」第9条に基づき電気料金を負担するとともに、自動 販売機の売上に係る区への還元額についても「協定書」第51条第3項に基 づき適正に処理するよう指導しました。

令和5年度の赤羽文化センターの自動販売機の売上に係る還元額については、「売上に関する収支決算報告書」を修正させた結果、区へ過大に還元されておりましたので、指定管理者と協議の上、精算いたします。

区の所管課としてより一層、指定管理者の指導・監督に努めてまいります。 (生涯学習・学校地域連携課)